

## 第5回ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会議事概要

日 時：平成21年11月26日（木）13：30～15：30

場 所：国土交通省合同庁舎3号館 8階 国際会議室

議題1：ナンバープレートカバーの法的規制について

議題2：大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準について

### 【ナンバープレートカバーの法的規制について】

[各委員からの意見、質疑等]

- ・改正する省令の周知期間の中で、なぜ全面禁止にするのかを十分に説明する必要がある。
- ・パブリックコメントに対する回答の中で、ナンバープレートが劣化することは、国土交通省も認識していることを記載すべき。
- ・ナンバープレートの洗浄方法も、一緒に情報提供していくべき。
- ・ナンバープレートに角度をつけて見えにくくしている商品も、徹底的に規制するべきではないか。
- ・車検の際にも、ナンバープレートカバーについてチェックすることになるのか。

[事務局からのコメント]

- ・禁止の理由は、パブリックコメントに対する回答、周知活動を通じ、十分に説明していきたい。
- ・取扱い方によっては、ナンバープレートの劣化の可能性があることを含め、ユーザーの理解が得られるように回答したい。
- ・ナンバープレートの洗浄方法については、検討会の中でプレートメーカーから聴取しているので、パブリックコメントへの回答に含めたい。
- ・現行法令でも、ナンバープレートを見づらくする行為は法律違反である。問題のある商品については、必要に応じ、今後検討していきたい。
- ・万が一、継続検査の際、ナンバープレートカバーを装着していた場合は、そのまま運行すれば道路運送車両法違反となることを伝え、また、取り締まり当局とも協力しながら、あらゆる機会に周知を図っていきたい。

### 【大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準について】

[各委員からの意見、質疑等]

- ・使用過程車であっても、悪意を持ってナンバープレートを読みにくくしているような大型貨物自動車については改善策が必要ではないか。
- ・大型貨物自動車のナンバープレートについて、今回の規定は前進ではあるが、さらに

見やすいナンバープレートにするべき。

- ・実際に取り締まる際には、警察としっかりした連携を取り、ドライバーに対して、しっかりと説明できる基準のデジタル化が、必要であると考え。
- ・告示というのは、強制力はどの程度か。
- ・告示案をわかりやすい条文にしてほしい。

#### [事務局からのコメント]

- ・基準を満たすためには、自動車の設計段階から考慮する必要があること、使用過程車に適用する場合には、大きな費用負担が発生することから、遡及適用は難しいと考えている。施行後、引き続き状況を注視し、必要であれば改めて検討していきたい。
- ・今回の基準は、可能な限り、具体化、数値化するよう心がけたが、今後の問題の生じ方によっては、新たな対応が必要になってくるかもしれない。その際には、再度検討するなど不断の努力が必要だと考えている。
- ・ナンバープレートを見やすく表示することは、もともと法律上の義務であり、その具体的内容を省令、告示で示している。従って告示の要件を満たさなければ、道路運送車両法違反になる。
- ・告示については、図を利用するなど、分かりやすさに配慮したい。

#### 【その他】

##### [各委員からの意見、質疑等]

- ・周知期間はどの程度設けるのか。

##### [事務局からのコメント]

- ・ナンバープレートカバーについては、公布後、大体半年ないし1年ぐらい後の施行、大型貨物自動車については、公布後1年ぐらいの準備期間を設けることになると考えている。

#### 【まとめ】

- ・ナンバープレートカバーについては、全面禁止が適当である。
- ・大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準を設け、新たに製作される大型貨物自動車に適用することとする。
- ・ホームページには、最終報告書を掲載する。